

2026-7-29 第1回困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会

○栗原女性支援室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会」（第1回）を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

座長を選出いただくまでの間、社会・援護局地域福祉課女性支援室室長補佐の栗原にて進行を務めさせていただきます。

まずは、開会に当たりまして、伊澤大臣官房審議官より御挨拶申し上げます。

○伊澤審議官 皆様、おはようございます。大臣官房審議官の伊澤でございます。

困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。構成員の皆様、オブザーバーとして御参加の関係省庁の皆様方におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より女性支援に御尽力・御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

昨日、熊本県で震度7の地震がございました。被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、厚生労働省といたしまして、災害への対応に全力で当たってまいります。

さて、女性支援につきましては、従前の根拠法でありました旧売春防止法から脱却し、支援の対象となる方の意思の尊重や女性の福祉の増進、人権の擁護などを理念とする新たな支援の仕組みを構築するものとして、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月から施行されたところでございます。

この法律が施行されたことによりまして、女性の福祉や支援の充実を正面から捉えた取組ができるようになったことは大きな前進でございます。その一方で、公的支援機関であります一時保護所や女性自立支援施設の入所率の低下といった課題、小規模自治体における支援など様々な課題も明らかになってきてございます。

また、従来どうしても、DV被害者をいかに隠すか、逃がすかに重点を置いた対応に偏りがあるのではないかという指摘も一方でなされてきた中で、この法律に基づき、より広く困難な問題を抱える女性への支援を充実させるためには、他の福祉などの分野とも連携を図りまして、支援対象者が地域で安心して暮らしていくための支援をどう進めていくか、こういった視点も重要になってくると我々は考えております。

今回の検討会はこうした状況も視野に入れつつ、法律の施行後3年という節目を迎えることをめどといたしまして、施行状況を踏まえて検討を行っていただくというものでございます。構成員の皆様には様々なお立場から御参画いただいておりますので、それぞれの専門性、幅広い見地から忌憚のない御意見を賜ればと思っております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○栗原女性支援室長補佐 会場の報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

続きまして、本検討会の取扱いについて御説明いたします。本検討会の議事につきまし

ては、会場での傍聴は報道関係機関のみとさせていただき、会議終了後速やかに議事録を公開することとしております。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

配付資料は右上に番号を付していますが、資料１～３、参考資料１～３の６点となっております。資料１につきましては、困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会の開催要綱・構成員名簿、資料２につきましては、法律に基づく施策の現状、課題、資料３は「検討の視点（案）」等について。

参考資料１は法律、参考資料２は基本的な方針、参考資料３は予算の概要になります。

資料の欠落等ございましたら、事務局までお申し付けください。

続きまして構成員の紹介になります。本日は第１回ですので、構成員の御紹介をさせていただきます。資料１の別紙により、五十音順で順次御紹介をさせていただきます。

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室長の石井構成員です。

大阪公立大学現代システム科学域教育福祉学類准教授の岩本構成員です。本日はオンラインでの御参加です。

お茶の水女子大学名誉教授の戒能構成員です。

NP0法人ぱっぷす理事長の金尻構成員です。

全国女性自立支援施設等連絡協議会会長の熊谷構成員です。

NP0法人全国女性シェルターネット理事の近藤構成員です。本日はオンラインでの御参加です。

豊島区男女平等推進センター所長の清水構成員です。

明治学院大学社会学部教授の新保構成員です。

女性相談支援センター所長全国連絡協議会会長の高岸構成員です。

富士宮市保健福祉部福祉総合相談課福祉相談支援係長の田村構成員です。

城西国際大学健康科学部教授の堀構成員です。

全国女性相談支援員連絡協議会会長の宮城構成員です。

一般社団法人若草プロジェクト統括理事の村木構成員につきましては、本日御欠席されています。

女性共同法律事務所弁護士の雪田構成員です。本日はオンラインでの御参加です。

次に、本検討会オブザーバーとして、関係省庁から、内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課、法務省刑事局公安課、警察庁生活安全局人身安全・少年課及び保安課の方にオンラインにて御出席いただいております。

次に事務局の職員ですが、お手元の座席表にて紹介を省略させていただきます。

なお、鹿沼社会・援護局長は、公務のため会議の途中から出席させていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。最初に座長の選任を行います。

本検討会は構成員の互選により座長を選任することとなっております。構成員の皆様から御推薦いただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

新保構成員。

○新保構成員 座長はぜひ、本領域の第一人者でいらっしゃる戒能民江先生にお願いできればと存じます。

○栗原女性支援室長補佐 新保構成員から戒能構成員の御推薦がございましたが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○栗原女性支援室長補佐 それでは、御異議ありませんので、戒能構成員に本検討会の座長をお願いいたします。戒能座長には、恐れ入りますが、座長席まで御移動願います。

それでは、戒能座長より、一言御挨拶をお願いいたします。

○戒能座長 ただいま、構成員の皆様の御推薦により座長を務めることになりました戒能民江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどのお話のように、女性支援法施行から3年目を迎えました。女性支援法施行後、女性支援の新たな息吹を各地の動きに感じる一方で、まだ戸惑いのような声が聞こえてまいります。先ほど御指摘なさったように、大都市圏とそうでない地域との違いといいましょうか、差といいましょうか、そういうものもあるようですし、私は何ととっても、困難に直面する女性たちにこの女性支援法が本当に行き届いているだろうかということが大変気になっております。

厚生労働省の女性支援室の御尽力の結果として、課題も明らかになってまいりました。私は、女性支援法を少し広い意味で女性の人権立法だと捉えております。女性支援法にいう女性の人権は、女性の権利主体性ということを軸に、女性の人権の尊重は私たちの社会の問題だという、国際社会における共通認識の系譜にこの法律は連なるものと位置づけております。

この検討会が当事者の方々や支援現場の思いを乗せて、女性支援が本当に日本社会に根付き、女性たちが繰り返し困難に直面しないように、そして、生きづらさからの解放の第一歩となることを願っております。どうぞ、検討会、短い期間でございますが、よろしくお願いいたします。

また、座長代理として堀千鶴子構成員を指名させていただきたいと思います。皆様、御了解をいただけますでしょうか。

(構成員首肯)

○戒能座長 堀構成員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。事務局から資料の御説明をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○中村女性支援室長 ありがとうございます。

皆様おはようございます。厚生労働省地域福祉課女性支援室長の中村と申します。

それでは、事務局のほうから資料の説明をさせていただきます。

まず、資料1のほうを御覧いただければと思います。開催要綱でございます。

開催の趣旨、検討事項につきましては記載のとおりでございますけれども、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が来年4月で施行3年を迎えるということを踏まえまして、法律の附則の規定に基づき現在の施行状況について検討を行い、必要な措置を講じるために開催するというものでございます。また、国が定める基本方針につきましても併せて検討を行うこととしております。

別紙の構成員につきましては、先ほど御紹介させていただいたとおりでございます。

続きまして資料2を御覧いただければと思います。「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施策の現状、課題について」でございます。

まず最初に、1ページ、女性支援新法の概要でございます。こちらは従来の売春防止法の第4章保護更生の部分を取り出して、法律の目的を困難な問題を抱える女性の福祉の増進や人権の尊重ということで、民間団体とも協働しながら支援を進めていくということが規定をされております。この法律においては、国の定める基本方針に基づいて、各都道府県では義務、市町村では努力義務として、女性支援に関する基本計画を策定することとされております。

また、支援関係者が集まって、支援方針の調整等を行う支援調整会議の設置につきましては、都道府県、市町村とも努力義務となっております。

続きまして2ページですが、「女性支援に係る法制度の沿革」でございます。戦後の売春防止法の制定以降、売春をなすおそれがある女子に対する保護更生施策の中で、これまで、ストーカー被害者やDV被害者等を順次支援対象に追加してきたところでございますが、このほかにも非常に多様な困難を抱える女性の状況が明らかになってきたというようなことを踏まえまして、令和4年の5月に女性支援新法の制定に至っているという状況でございます。

続きまして4ページでございます。基本方針の概要でございます。今回の検討会では、この基本方針につきましても含めて議論していただくこととしておりまして、この見直しの際には基本方針に定めた施策の評価を行うとされておりますので、これ以降の資料については基本方針の記載事項の順を念頭に、主なものを整理しております。時間が限られておりますので、一部省略しながら説明をさせていただきます。

まず1番ですが、「女性相談支援センター・女性相談支援員における相談対応等の状況」でございます。

スライド6ページにありますように、女性相談支援センターは各都道府県に設置されておりまして、困難な問題を抱える女性からの相談対応や関係機関との調整等を行っております。

次の7ページにありますように、現状、相談状況としましては、電話や来所相談等も含めた相談の延べ件数、上半分に記載しておりますが、右肩上がりで増加しているという状況です。

また、相談の内訳について、ここ10年間での変化を見ますと、下の円グラフですが、夫

や家族等からの暴力被害を主訴とする相談の割合が増加しているということが分かります。

続いて9ページでございますが、こちらは一時保護所から退所した方に対するその後の支援の状況でございます。退所後の支援方針について、例えば女性相談支援センターのほうで単独で決定しているというようなところが22%、また、その右側のグラフですが、退所先の市町村に対して、退所するということについて伝えていないというセンターもおおよそ2割でございます。また、退所した後も一時保護所が直接本人と連絡を取っているというセンターも全体の5割ほどあるということがデータ上分かっております。

また、右下は市町村が相談を受けた方のうち、継続的な支援が必要であると市町村が考えられていた方について、継続支援の状況がどうかを示したものでありますが、人口規模の小さい市町村になるほど相談後のフォローをしている割合が低くなるというような傾向が出ております。

続いて10ページは、センターの職員配置の状況を5年前と比較したものでございます。兼務や非常勤が多いですけれども、黄色いところなど中心に一定の増加が見られるという状況です。

また、11ページについては、女性相談支援センターにおける離婚相談等の法的支援を行う弁護士の委嘱等に係る補助事業の実施箇所数の推移であります。近年増加してきているという状況でございます。

続きまして2番、「女性相談支援員の配置状況」についての資料を説明いたします。

13ページのスライドを見ていただきますと、女性相談支援員につきましては、自治体において、困難な問題を抱える女性からの相談に応じ、必要な支援につなげる役割を担う地方公務員という位置づけでございます。

その配置は、都道府県においては義務、市町村においては努力義務とされているところでございます。

数については、スライドの14ページにありますとおり、配置数は市町村を中心に少しずつ増加しているという状況でございます。

一方で、15ページに資料をつけておりますが、各市町村における配置の内訳を見ますと、市区では55.8%の自治体に配置があるという一方で、町村部の配置については1.2%となっております。

また、16ページのほうも見ていただきますと、市町村の人口規模が小さくなるほど、配置率が少なくなる傾向にあるということでございます。

こうした地域における支援体制の充実に向けては、スライドの19ページを御覧いただければと思いますが、令和7年度の補正予算においてモデル事業を国のほうで開始してございます。こちらは都道府県の女性相談支援センター等に地域連携担当職員というものを配置していただきまして、地域の中で各施策との連携体制の構築ですとか地域資源の開拓などを行っていただくことを通じて、困難な問題を抱える女性が地域で生活する際の環境整備を行っていただくというものでございます。

また、20ページに資料がございますが、女性相談支援員の配置については非常勤の方の割合が全国的にはおよそ8割を占めております。また、この多くが非正規雇用ということでございますが、女性相談支援員の配置促進に向けましては、資料の21ページにありますように、これらの方々の雇用に係る手当の半分を国が補助するといった事業を実施しているところであります。

また、22ページにありますように、女性相談支援員は、仮に配置されている場合であっても、いわゆる1人職場の割合が約4割となっておりまして、特に困難ケースの対処等においては非常に負担が大きいと言われておりますので、23ページ、事業の説明でございますが、例えば法律の専門家ですとか、女性相談支援員のOBさんのスーパーバイズを受けられるといったような事業を、こちら令和7年度から開始しているところでございます。

また、24ページを御覧いただきますと、女性相談支援員の年齢層について調べたものですが、ここ10年間で一定高齢化しているということが分かっております。黄色の部分ですが、60代以上の方の占める割合が10年前は約2割だったところから、直近ですと4割ということで、倍増しているといったような状況もあるという数字であります。

続きまして3番、「一時保護所・女性自立支援施設における支援の実施状況」でございます。資料の26ページ、27ページを御覧いただいたとおりですが、一時保護所、これは緊急に安全確保の必要な方について、また女性自立支援施設についてはさらに中長期的に心身の健康の被害回復や自立に向けた支援等が必要な場合に、措置元である都道府県がその必要性を認めた方について入所ができる施設となっております。

一方、入所者の数でございますが、スライドの28ページにありますように、それぞれ10年前と比べると4～5割程度減少しているという状況であります。令和6年度の入所率は、一時保護所が15.5%、女性自立支援施設が21.5%となっております。

続いて資料の30ページでございますが、一時保護所を退所した後の行き先についての資料でございます。御覧いただきますと、全体の約半数程度は施設や病院などではなくて、自宅などの地域に帰ってきているということが分かるかと思えます。これは32ページの女性自立支援施設の退所後の数字についても同様でございます。

一方、資料のほうにはちょっと入れておりませんが、一時保護所に入所される方の8割以上は夫や家族等からの暴力被害を主訴とする方でございます。また、女性自立支援施設の入所者につきましても、資料の31ページにありますとおり、6割以上が何らかの障害や疾患等を抱えている方で、また、特に近年、精神障害者保健福祉手帳を持っている方の割合が増加しているという状況がございます。

続いて33ページ、34ページについては、一時保護所と女性自立支援施設の入所者の減少要因についての資料でございます。対象者の御本人から入所同意が得られないということのほか、例えば自傷行為のおそれのある方、高齢者、障害者など一定の背景のある方については受入を行わないという方針を持っている一時保護所や施設が一定割合あるということが分かっております。

続いて35ページでございます。このうち一時保護所につきましては、本体施設で受けられない方について、措置をした上で、外部の施設等に入所を委託するという一時保護委託という仕組みがございます。この状況を見ますと、委託先の契約件数は若干増えている施設もございますけれども、実際の委託件数については、近年減少傾向がございます。

先ほどのアンケートの調査では、高齢者・障害者について、本体施設で受入ができない理由としては、一時保護所がバリアフリーでないとか、介護職員がいないとかいうところを挙げる回答が多くございましたけれども、そうした環境が整備されていると思われる高齢者施設や障害者施設での一時保護委託も1桁台となっております。

こうした施設への入所が難しい方につきまして、36ページのスライドでございますが、入所ではなくて、通所でも支援が受けられるというモデル事業について、令和6年度から開始をしているところでございます。

また、資料の37ページでございますが、一時保護所や女性自立支援施設については、対象者御本人から入所同意が得られない大きな理由の一つとして、秘匿性の高いDV被害者などの方が一緒に入所しているということから来る生活ルールの厳しさ、いわゆる携帯電話が持てないことであったり通勤・通学ができないといったこと、これが一つの大きな問題であると指摘されているところから、こうした秘匿性のある方と秘匿性のない方を切り離して、生活ルールを大幅に緩和したサテライト型の一時保護所や施設を設置するというモデル事業を令和7年度の補正予算で措置しているところでございます。

続きまして38ページ、39ページは、一時保護所と女性自立支援施設の職員配置の状況を示したものでございます。一時保護所においては、支援員について兼務が増えている一方で専従が減少しているというようなこと、また、施設のほうでは支援員の数は一定程度増えている一方で、その他の職種においては専門職を含めて大きな増減はないといった状況が読み取れるかと思います。

続いて40ページは、現在の一時保護所、女性自立支援施設の運営に係る措置費の算定の仕組みを概略で示したものでございます。全体、措置費の9割は事務費でございますが、その事務費の配分ルールとして、施設に配置された人員数等に応じた人件費をベースに一定の上限額を設けて算定することとされておりまして、入所率等が反映される仕組みには特になっていないという状況でございます。

また、41ページは現在の人員配置の基準になっております。現在の法令上、女性自立支援施設には、上段右のとおり、一定の省令上の配置基準がございますが、一時保護所については、そうした具体的な人員配置基準というものは法令上はございませんで、要綱上も、左側の部分に記載しておりますけれども、この程度の記載となっております。

また、いずれの施設についても、支援員等の追加配置に係る加算を取るためには、下の要綱上の職員職種別配置基準に定める人員配置基準を満たす必要があるという規定になっております。

続きまして、「民間団体との協働」、4番でございます。民間団体との協働については、

基本方針において、各自治体の基本計画を定める際に民間団体の活動状況を把握することですとか、民間団体との連携体制について記載するということを求めていることのほかに、支援調整会議の構成員にも加わっていただくなどの取組が進められております。

また、民間団体への活動支援につきましては、スライド43ページの官民協働等女性支援事業を中心に国と自治体で補助を行っておりまして、こちらは順次、補助メニューを拡大することなどによって事業の実施自治体数と団体数は年々増加してきているところでありますが、まだ全体の中では一部にとどまっているという状況でございます。

続いて、5番の「関係機関との連携・支援調整会議」についてでございます。

スライド46ページのとおりに、女性支援と関連の深いこども施策や生活困窮者自立支援制度、精神保健医療福祉施策との連携について、お互いの会議に参画することですとか合同で研修を実施するなどの取組から連携を始めようというような通知が出ております。

このうち、生活困窮者自立支援制度につきましては47ページのとおりでありますが、全国の福祉事務所が設置されている904の自治体に相談支援事業の窓口が設置されておりまして、令和6年度の新規相談は30万件超となっております。

また、48ページのとおりに、生活困窮の窓口のほうにも様々な背景や課題を抱えた方が来られているということが分かっております。

続いて支援調整会議につきましては、49ページのとおりに、相談を受けた後で、例えば一時保護所や施設入所の前後、その退所の支援方針を決定する際などに支援調整会議で関係者と情報共有するということが想定されております。

現在の会議の設置状況と構成機関につきましては、50ページのほうを御覧いただければと思います。ただ、51ページにもありますとおり、支援調整会議についても、小規模の自治体になるほど設置していない、もしくは設置の予定がないと答える割合が増えるという傾向が出ております。

続きまして6番、「教育・啓発、人材育成」でございます。女性支援の必要性や支援に関する啓発のために女性支援の特設サイト「あなたのミカタ」で、悩みに応じた相談先を探せるリストを掲載したり、支援者や支援内容に関する情報の普及啓発を行っております。

また、支援に関わる人材の育成につきましては、55ページにありますように、新法の施行以降、自治体やセンターの職員、女性相談支援員や施設の職員、民間団体の関係者など、支援関係者が同じ場で学べるような研修を国が実施しているところでもあります。

また、女性相談支援員につきましては、56ページの養成研修シラバスを国のほうで作成しまして、これに基づく研修を実施することを各自治体にお願いしているという状況でございます。

続いて7番、「調査研究」については59ページ、様々、各種調査を行っておりますほか、60ページから62ページのほうで、法律の附則にございます第三者評価の仕組みの検討として、令和6年度に女性自立支援施設、令和7年度には一時保護所についての第三者評価基準を策定しております。また、8年度には、現在、女性相談支援センター本体の第三者評



価基準について検討していただいているところであります。こちら、原則として3年に1回評価を受けて結果を公表するということを求めているとしまして、受審費用についても国庫補助を行っているところでございます。

続きまして8番ですが、「自治体における基本計画策定状況」でございます。

最後に64ページのほうを御覧いただければと思います。基本計画の策定については、都道府県のほうでは義務になっておりまして、全ての都道府県で策定が完了しております。一方、市町村については努力義務となっております、令和7年4月時点で策定済みは262市町村、今後の策定予定についても確認したところ、人口規模の小さい市町村ほど、現時点で策定の予定はないとお答えになる割合が多くなっているというところでございます。

資料2の説明については以上でございます。

続きまして資料3について説明させていただきます。「検討の視点(案)」と書いている資料でございます。今、説明したような現状を踏まえまして、こちら「検討の視点(案)」として大きく4項目ほど挙げさせていただいております。現在の基本方針にもうたわれている「支援対象者が全国どこにいたとしても、必要十分な支援を受けられる体制を整備する」ということを念頭に、例えばこうした観点から御検討いただくこととしてはどうかと考えているものであります。

まず1点目としまして、＜自治体における支援状況＞でございます。都道府県と市、それから町村というそれぞれの単位において相談支援体制の現状をどう考えるかといったこと、また、その適切な役割分担と他の分野との連携強化に向けた方策としてどのようなことが考えられるかということで、例えば先ほど説明したような現状を踏まえまして、人口規模の小さい自治体の相談支援体制をどう支えていくのかといったことや、ほかの分野との連携について、効率性も踏まえた上でどう体制整備をしていくべきかという点について御議論いただければと思っております。

次、2点目としまして＜公的支援機関における支援状況＞でございます。一時保護所や女性自立支援施設の入所者が減少しているという現状を踏まえまして、受入促進に向けた方策についてどうかというところです。また、退所後や、相談後措置に至らなかった場合に、地域で暮らすということになるわけですが、一度支援につながったとしても困難な状況が解決するわけではないという中で、地域で安心して暮らしていけるようにするためには、身近な自治体でどんな伴走支援体制が必要になるのかといったことについて御議論いただければと考えております。

続いて3点目としまして、＜民間団体との協働による支援状況＞でございます。この法律の柱の一つとされております民間団体との協働について、現在の支援状況から、また先ほども触れた地域での支援体制の強化に向けて、民間団体と公的支援機関、地域の支援関係者がどのように協働すればよいのか、その中で民間団体に今後期待される役割というのはどういったものなのかといったところから御検討いただければどうかと考えております。

最後に4点目、＜支援に関わる人材の育成・支援者支援の状況＞です。困難な問題を抱

える女性が地域で安定した生活を営めるような支援を進めるという上では、支援を担っていただく人材の専門性の強化と連携関係の構築、いずれも重要であると考えております。人材の配置や育成について、現状を踏まえてどのような方向性を見出すべきか、また支援者の負担を軽減して支えていくためにどういった体制が必要か、地域での支援機関間の連携強化や女性支援が地域福祉の輪の中にいかに入っていくか、それに向けてどのような対応が考えられるかといったことについて御議論いただければと考えております。

最後に2ページ、「検討スケジュール（案）」についてでございます。本日第1回の後は月1回程度のペースで開催していきまして、まず、第2回、第3回は自治体や支援関係者等からのヒアリングを行いたいと考えております。

その後、秋頃をめどに検討の方向性というものをまとめまして、個別の論点についての議論を経て、年度末頃に検討会の取りまとめを行うということを想定してございます。

また、本検討会においては、基本方針の見直しについても併せて議論を行っていただきたいと思いますが、基本方針の具体的な文言の整理・調整については、来年度改めて検討会を開催して、夏頃をめどに見直し案を取りまとめ、令和9年中に新しい基本方針の告示を行えればと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○戒能座長 ありがとうございます。女性支援法は新しい女性支援の構築を目指しているわけですが、課題が余りにもたくさんあるということに気を引き締めております。それでは、ただいまの事務局からの御説明、特に検討の視点というところにも着目していただき、あるいは現状分析についてでも結構でございますが、構成員の皆様から御意見を一通り伺いしたいと思っております。

第1回目ということですので、御出席の全構成員の方から御意見を伺います。まず、会場に御出席の方から御意見を伺い、それから、オンラインで御出席の方に御意見を伺うことにいたします。それで、時間が余りございませんので、大変恐縮なのですが、大体お一人5分程度でお願いできますでしょうか。

それでは、五十音順でまいります。石井構成員、よろしくお願いいたします。

○石井構成員 ありがとうございます。神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室長、石井と申します。このたび、この検討委員会に参加をさせていただきまして感謝を申し上げます。

私は、令和5年6月から本県の女性支援のほうに携わらせていただいております。都道府県の状況ということで、本県、神奈川県女性支援施策の現状ですとか課題などについて少しお話をさせていただければと存じます。

まず経緯でございますけれども、神奈川県では、平成27年に神奈川県議会が、売春防止法の抜本的な改正または新たな法整備を求める意見書、こちらの意見書を国へ提出するなど女性支援施策に対する理解が深いといったような背景がございまして、女性支援法の成立に向けて取組が重ねられてきたところでございます。

また、本県では、令和6年4月の女性支援法の施行に合わせまして、この女性支援法とDV防止法に基づき、基本計画として、かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画を策定し、DV・ストーカー被害者、また困難な問題を抱える女性等への支援施策を進めているところでございますが、この計画策定、また支援施策の検討に当たりまして、議会と勉強会を重ねるなど連携しながら施策の充実に取り組んでいるところでございます。

さらに本県では、困難な問題を抱える女性を民間団体が非常にきめ細かく支援してきたという長い歴史がございます。豊富な経験ですとかノウハウを持つ民間団体と連携して取組を進めておりまして、令和6年、先ほども御説明ありました法律に基づく支援調整会議、また、DV防止法に基づく法定協議会ということで立ち上げました、かながわ困難な問題を抱える女性等支援調整会議、こちらにおきまして、民間団体連携部会といった形で部会を設けるなどして、多くの団体の方に御参画をいただいているところでございます。

加えて、昨年度、本県川崎市でストーカー被害を訴えていた女性が尊い命を失うという大変痛ましい事件が発覚したことを受けまして、本県では支援策のさらなる充実強化について検討し進めているというところでございます。

本県の施策の状況を御説明させていただきますが、まず、県内の女性支援の主要な3機関でございます女性相談支援センターが1か所、そして女性相談支援員は県全体で約130名程度、配置は県と市が全て行っておりまして、町村部の相談については県が福祉事務所に相談員を配置する形で対応してございます。女性自立支援施設は1か所、公設で民間への指定管理で運営しているところでございます。

本県の施策といたしましては、DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等の命を守り、安心して自分らしく暮らすことができるように、未然防止、いのちを守る（安全確保）、そして自立支援という形で大きく3つの柱で進めているところでございます。

1つ目の未然防止でございますが、広報・周知・啓発といたしまして、周囲の支援者に向けた相談窓口の周知であるとかポータルサイトのリニューアル、動画作成、小冊子、相談カードの配布、SNS広告など広報を強化しております。また、中高生向けのデートDV防止講座であるとか漫画を活用した小冊子の配布など、若い方への啓発を通じまして、暴力などを未然に防ぐ取組を進めているところです。

そして、相談体制の強化といたしまして、今回、事件を受けました関係もありまして、DV・ストーカー被害者からの相談に対しまして、行政機関や警察などが連携してワンストップ支援を行うDV・ストーカー被害相談支援センターを、現在の配偶者暴力相談支援センターの機能強化をする形で設置するように、現在、今年度中の開設を目指して準備を進めているところでございます。

そのほかにも、女性相談支援員が使用します支援の記録管理のシステムをモデル的に構築する準備でございますとか、支援を担う人材発掘のための養成講座、また現場で働く女性相談支援員向けの研修の体系化・充実にも取り組んでいるところでございます。

そして、民間団体と連携した支援といたしまして、先ほど御説明の中でもモデル事業が

ございましたが、昨年度から、地域で生活しながら相談支援を受けられる通所型支援を現在3か所で開始をしております、民間支援団体の活動への補助も充実・強化をしているところでございます。

2つ目の柱として、いのちを守る（安全確保）ということでございますが、先ほどもありました警察との連携強化ということで、県警職員や女性相談支援員、民間団体が地域で顔の見える関係性をつくって、具体的な支援についても検討していただくようなワークショップを開催するであるとか、現在検討しておりますのは、事案の被害者の訴えを的確に警察などに伝えるために、弁護士にも入っていただいて相談ができるような仕組みを構築中でございます。

そして、一時保護の強化といたしまして、本県では、一時保護、実は増えている状況でございます。シェルターへの入所に迷いがある方の意思決定の時間を確保するために、現在、ホテルなどの一時的な緊急避難先の提供について準備を進めているほか、一時保護、一部委託をしております民間シェルターの委託料に、賃料ですとか夜間支援体制を行っていただく費用を加えるなどして、民間団体の運営支援と新たなシェルターの確保というところで取組を進めているところでございます。

もう一点、加害者対応の強化ということで、DV対応プログラムを実施している民間団体への補助、また、新たに加害者への対応方法やアプローチにつきまして、被害者の視点で研究に取り組みたいということで準備を進めてございます。

最後、3つ目の柱の自立支援でございますが、多様な女性のニーズに応じた自立支援機能の強化といたしまして、先ほどスマートフォンのお話もありましたけれども、そういったスマートフォンの利用であるとか、通勤継続など社会とつながりながら自立を目指すことができる居場所ということで、民間団体と連携した入所型支援施設、「わたしのお家」と命名しておりますけれども、こちらを令和7年1月から運営を開始しておりますほか、先ほど御案内いたしました通所型支援ということも自立支援という切り口でも実施をいたします。

また、伴走支援も課題と考えてございまして、県と市が配置する女性相談支援員による継続的な相談支援、また、女性自立支援施設における退所後の生活支援の実施、また伴走支援を行っていただいている民間団体と連携した取組について進めていきたいと考えてございます。

さらに、最後になりますが、条例の制定ということをお県では検討しております、こうした支援を行う普遍的な仕組みが必要ではないかということで検討を進めており、県議会での御議論ですとか支援調整会議で様々な御意見をいただいているところです。現在、こうした条例が目指す社会や、未然防止から自立支援まで切れ目なく支援を行うことの重要性、また女性支援法だけではなくて、DV防止法やストーカー規制法に横串を刺して施策の充実を図る考え方について意見交換をし、議論をしているところでございます。

今回、貴重な機会をいただきましたので、今後様々、本県の実情を踏まえて御意見など

申し上げさせていただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○戒能座長 ありがとうございます。私は飛ばしまして、続いて、金尻構成員からどうぞよろしくお願いいたします。

○金尻構成員 私、NPO法人ぱっぶすの金尻と申します。よろしくお願いいたします。

ぱっぶすの簡単な紹介ですけれども、デジタル性暴力や性的搾取の相談支援、あと、官民協働など女性支援事業のほうも受託しておりまして、アウトリーチや、東京都さんと一緒に、困った方のアウトリーチでつないで、そこで官民で協働していくという形ですね。あと、居場所、夜カフェのような形で開いたり、ほかにも、シェルターなども用意していて、そういった形で、とにかく困難を抱える若い女性の方たちに対してのサポートを続けてきております。

いろんな課題があるのですけれども、特に、今回過疎地の問題でなかなか女性相談支援員が配置されていないという課題とか見えてきた一方で、全国的に、例えば新宿歌舞伎町とか、有数の繁華街に若年層の方たちがとても流れている、集まっているということがあって、繁華街があって、若年層がいるというのは実態も十分キャッチされていない状況がある可能性もあるので、東京都さんも結構いっぱいいな状況というのを私たちも見てきておりますので、どのように、大阪であったりとか東京であったりとか、集約していく、地域にどう手厚くサポートしていくのかというのがとても問われているのではないかと考えております。

あと、今回、資料のほうには少しだけ出ていたと思うのですけれども、ICTの活用ですね。特に世代交代についても、ぱっぶすも実は、御高齢になって、もう御引退されているスーパーバイザーの方とかもいらっしゃいますので、そうすると、これまで蓄積してきた膨大なノウハウがあるわけですが、それをどのように次の世代に渡していくのかというところで、ICTとか様々な方法を活用して、とにかくノウハウが途切れないようにしていくということが重要だと考えておりますので、そういったICTの知見から、何か一緒にディスカッションができればと考えております。あと、売春防止法の規制についても、今、法務省の「売買春に係る規制の在り方検討会」のほうが進んでおりまして、売春防止法で性を売らざるを得ない方たちの支援というのがとてもハードルが高いということです。女性支援新法ができ、そこで初めてスキームとしてできたのだけでも、運用上の様々な課題というのもございます。どうやって今後スムーズに接続していくのかというのも、この検討会でも議論されるべきではないかと考えております。

以上になります。

○戒能座長 ありがとうございます。続きまして、熊谷構成員、よろしくお願いいたします。

○熊谷構成員 全国女性自立支援施設等連絡協議会の会長をしています熊谷と申します。よろしくお願いいたします。

私自身は、女性自立支援施設「慈愛jiai」という、東京にあります施設の施設長をして

おります。全国女性自立支援施設等連絡協議会につきましては、皆様、お手元の資料2の27ページをお開きいただけますでしょうか。

ここに「女性自立支援施設の概要」ということで、厚労省のほうで資料をつくってくださっております。そこの「実績」のところ、女性自立支援施設は、現在、設置か所数47か所とあります。未設置県が8県。つまり、現在の女性支援法では、女性自立支援施設は義務ではなく任意設置なのですね。売春防止法が根拠法的时候は、任意設置以前に、婦人保護施設の目的は、売春をするおそれのある女子の保護更生というところで、全く福祉の視点はないし、ジェンダーの視点もありませんでした。ずうっと現場でいろんな方々と協働して先達たちが新しい法律をつくり、やっと女性福祉の視点からの根拠法をいただきました。2024年以降は、私たち施設としてはいよいよ女性支援法の第三条にありますように、困難な問題を抱える女性たちの「それぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられるようにする」というミッションを背負って、中長期に支援ができる施設の根拠をいただいたと思っています。

女性支援法の第三条はとても大事でして、いろんな理念の中で施設のミッションは、女性の「福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助」で、まずそこが私たちの生活場面を日常的に支援する施設の大事なところ、存在意義だと理解しております。心身の健康の回復のための援助というのは、保護更生と全く違うところを法に明記していただきました。そのことで、存在意義を発揮するためには、今、全女連では課題を幾つか整理しております。

といいますのも、任意設置ではありますが、47か所に設置されている女性自立支援施設の内訳を申し上げますと、私が所属する「慈愛jiai」のように、社会福祉法人が請け負っている単体で、しっかり単独の施設として女性自立支援施設を運営しているのは、全国47か所のうち24か所なのです。残りの23か所は全国義務設置の女性相談支援センターに併設の形で設置されています。私どもの団体の名前が女性自立支援施設「等」とありますのは、加盟会員は全国にある女性相談支援センターさんが頑張って併設でやっている公設公営の施設と、センター単独加盟、民営施設と、公と民間が協働してやっているという、とても大事な全国組織だと考えております。

そこで公設公営、つまり併設の女性相談支援センターの女性自立支援施設は、実はここでDV法との関連ですが、DV法ができてからは、加害者追跡から逃れてくる女性とその同伴児を一時保護することが優先されたがゆえに、センター併設の施設は、メインは加害者追跡遮断のための一時保護機能が優先されました。なので、厚労省の中村室長の御説明で、年々入所率が低下したのも、やはり加害者追跡遮断のためにルールが厳しくなったからです。外出制限や通信機器の制限。

民間の女性自立支援施設は、DV法以降一時保護委託先として、途中から住所秘匿、シェルター機能が加わり、いろんなことの困難を抱えながらも、心身の回復支援から自立支援をして、地域に向けて新しい人生を再構築するための施設機能を果たしてきました。地域

生活移行と住所秘匿ということの二枚看板の中でどうにかやってきた現状がございます。なので、この検討会の検討の視点（案）「公的支援機関における支援状況」の「受入促進」というところは、全女連としては第一義の課題です。女性自立支援施設として、ぜひ受け入れたいのです。中長期に支援をしたい。

ただ、私たち施設に入所するためには、女性相談支援センターと女性相談支援員と、一番いろんな方々を受け入れる民間の方々、民間団体はいろんな困難な問題を抱えた女性たちのファーストコンタクトを担って下さる、一番最先端で頑張っていらっしゃる現場ですが、女性たちを女性自立支援施設につなぐためには、地域の女性相談支援員の方につながなければ、私たちの施設は措置ですので、入れない。民間団体と女性相談支援員の方々ともっと、どういう方々を施設につないでいただくかという連携のあり方、受入促進に向けてどうしたらいいかというのは御一緒に御相談したい。それを踏まえて、措置を決定する女性相談支援センターは、措置の決定に関してはどうお考えになるか、迅速な措置の決定をしていただきたい。私ども施設はたくさん入所をお受けしたい。

施設も、措置権がないからという受け身ではなくて、もっと地域に発信をして、いろんな機能を駆使しながら、入所率を上げていきたい。通所型支援モデル事業も神奈川県、東京都が民間の施設も機能を拡大することに着手して実施してきています。まだ課題も多く新事業には踏み切れない施設もあります。それでもやはり御一緒に、受入促進に当たってはどうしたらいいかということを検討したくどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○戒能座長 ありがとうございます。続きまして、清水構成員、どうぞ。

○清水構成員 豊島区の男女平等推進センターの清水と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、豊島区で取り組んでおります若年女性支援「すずらんスマイルプロジェクト」について御紹介したいと思います。すずらんスマイルプロジェクトというのは、令和3年の1月に、コロナ禍で、若年女性の自殺の問題ですとか、妊娠の問題など、いろいろな問題が社会的に取り沙汰されたのですけれども、行政の相談窓口には若い女性の相談がそれ程増えていないなどといったことから、当時、副区長だった高際区長が、この問題はどうかになっているのだろうと、まず若年女性の課題、状況を知ることと、各相談窓口に何か問題があるのかどうか、そういったことをしっかりやっていこうということで始まったプロジェクトです。初めは管理職10人で始めたプロジェクトだったのですけれども、やはり若い世代の意見というのは必要だということで、若手女性職員なども参加して、全庁横断で取り組んでいるプロジェクトです。何となく生きづらさを、確かな支援につなげていく若い女性のための支援プロジェクトとしてやっております。

プロジェクトの役割ですけれども、まず、当事者に向けて、必要な情報を届けたりですとか、安心して助けを求められる力を育むようなことが何かできないかといった視点と、職員ですとか民間団体、そういった支援者側の対応力を高めたりですとか、支援ネットワ

ークの強化をしなければならないのではないかとといったこと、また、地域や社会に向けて若年女性の置かれた状況の理解を深めるなど、地域の支援の輪を広げていくというようなことをやっているプロジェクトになります。

今回、他分野との連携ですとか、民間団体との協働、職員の、人材育成の現状といったところが検討の視点ということなので、その辺について、豊島区の実践について御説明したいと思います。

まず、豊島区は、先ほど申し上げたように、すずらんスマイルプロジェクトは全庁横断でやっております。福祉の分野、子ども関連の分野、教育の分野、健康の分野、男女平等推進センターだったり、様々な分野の職員が関わっているといったところが大きいと思います。

民間団体との連携では、すずらん・ネット会議といった会議を開催しておりますけれども、民間団体は現在20団体、行政の方も16部署の職員が参加した会議体となっております。代表者会議と実務者会議で構成されますが、実務者会議では具体的な事例検討など踏まえながら、どういったケースがあって、どのような対応ができるかということを相談員という実務者レベルで検討したりということをしております。

また、やはり人材育成が大事というところで、先ほどの実務者会議で事例検討するというのも、もちろんレベルアップになるのかなと思いますが、研修もいろいろ行っております。民間団体の方にもどういった研修があったらいいかというのを伺いして、支援者向けの研修を行ったり、例えばアクティブバイスタンダーの研修を行ったりですとか、どういった研修が、職員や民間支援団体の方々のスキルアップにつながるか、みんなで考えながらやっております。

もう一つ、当事者世代に向けた情報発信といったところもすごく大事かなと思っていて、行政の情報って若年女性になかなか届かないといったところもありますので、そういったところは、区内の高校だったり大学の学生たちにいろいろな意見をもらいながら、それこそPRカードのつくり方、こんなカードでは受け取らないよと言われていたりすることもあるので、高校生、大学生が受け取ってくれそうなカードを、メッセージやデザインなど、学生たちと一緒に作って、一緒にカードを配布するなど、そのような取組をしております。

すずらんスマイルプロジェクトの取組は、まだまだ試行錯誤でやっているところもありますし、若年女性は、区民だけでなく、地方から来られる方、東京でいろいろな地域を移動する方というのもしらっしゃるので、豊島区だけで支援するというのがなかなか難しい。そういったことも一緒に考えられたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○戒能座長　ありがとうございました。続きまして、新保構成員、どうぞお願いいたします。

○新保構成員　明治学院大学社会福祉学科の新保と申します。

私の専門は社会福祉学で、中でも、生活保護制度、それから生活困窮者自立支援制度に



おける自立支援に関心を持って、その人材育成などに携わっております。両制度ともに、女性支援とは、時に重なり合ったり、密接な連携のもとに支援が進められているものと思っております。

新法が施行されてから3年目となりますが、困難な問題を抱える女性を支える体制や支援が日々これだけ充実してきていることは、関係者の皆様の御尽力のたまものであり、心より敬意を表したいと思います。

現在、政策として、包括的な支援体制の構築が進められております。孤独・孤立が社会課題となって、法律をつくり、様々な取組が進められております。住民だけではなくて、支援者も孤立しないで、多くのつながりの中で共に相談支援に取り組む体制づくりを進めるということがとても大切ではないかと実感するところです。

ぜひ女性支援に学ばせていただきながら、いかに共に取り組む支援体制が構築できるかを御一緒に考えさせていただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○戒能座長 ありがとうございます。続きまして、高岸構成員、どうぞ。

○高岸構成員 女性相談支援センター所長全国連絡会議の会長ということで参加させていただいております高岸でございます。

私、東京都の女性相談支援センターの所長という職で、今、通常仕事をしておりまして、令和4年、ちょうど新法が成立した年に赴任しましたら、すぐ翌月に新法が成立したということで、ちょうど新法の成立・施行とともに歩んできたということで、今5年目になっております。

女性相談支援センターは、売春防止法に基づく婦人相談所というのが前身でございまして、全都道府県に設置されております。現在では、女性支援法のもとで、全国で困難な問題を抱える女性への支援を推進するための中核的な役割を果たす公的機関ということで考えております。

相談機関でございますので、様々な問題を抱えている女性の方の御相談に対応したり、緊急時の一時保護等を行うということで、直接的な支援を担っているのは当然でございますけれども、同時に、都道府県行政という立場で、市区町村での女性支援の取組のバックアップ機能を行っていく、県によっては困難事例についてのスーパーバイズの役割を果たしたりということでやっております。また、女性支援分野の従事者の方の研修等を実施して人材育成の役割を果たすなど、各県によって多少の違いはございますけれども、新法の理念のもとで、都道府県の圏域内での女性支援の推進のためということで日々努力をしているところでございます。

詳しくは、今後のスケジュールを拝見しましたところ、第2回のところでヒアリングでセンターという記載がございましたので、そこで機会を設けていただけるようでございますので、その際に、現状での課題ですとか会としての意見等もお伝えしていきたいと思っておりますけれども、今日はポイントを絞りまして、都道府県と市区町村の役割、それから、制度の枠組みについてと人材確保という、今の課題と考えているところ、3点申し上

げたいと思います。

まず1つ目が都道府県と市区町村の役割でございますけれども、新法が施行されて、支援の対象となる女性の方、かなり幅が広がってきたところだと思います。これまでも現に、別に売春防止法の方だけ支援したわけではございませんでしたけれども、それが法にもしっかりと根拠が位置づけられました。また同時に、基本理念として、お一人お一人の意思も尊重しながら、お一人お一人に合わせた最適な支援を実施していくということ、また、切れ目のない支援といったことが掲げられております。

私どもが中核的機関ということで申し上げましたけれども、制度の運用に当たりましては、都道府県と市町村でかなり権限の違いがございます。生活支援というときにとても必要になってくる生活保護、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉、また生活困窮者の自立支援、児童福祉、母子保健や精神保健といった様々な分野について、権限や資源の多くを市区町村が有しているという状況でございます。

私どもも、県としてということで頑張っていきたいと思っておりますけれども、きめ細かな支援をしていくには市町村の役割が不可欠でございます。市区町村の皆さんに主体的に取り組んでいただくことなくして、この法の理念の実現は難しいと思っております。

ただ、この都道府県に権限がないので難しいですという消極的な理由だけではございませんで、地域の中で女性の方が安定して安心して生活を送り続けるためには、息の長い、伴走支援という言葉も今日説明の中で出てきておりましたけれども、その伴走支援をしてくれる存在が本当に必要だと思います。皆さん、家族との関係も切れてしまつてということで、そういった存在とつながり続けることで生活が安心して続けられるのだと思いますけれども、そのためにも、各県に原則1か所しかない都道府県行政のセンターということよりも、むしろより身近な市区町村ですとか、さらに民間団体の皆さんに役割を担っていただくのが現実的で、そこで細く長くつながっていくということが望ましいのではないかと思いますので、今後の議論の中で、方向性としては、市区町村の役割や責務というのを明確化しながら、身近な相談窓口に多くの相談員の方が配置されて、またそこに財政的対応もされてということで、相談を受けやすく、また支援もしやすい環境づくりをしていくということが1つ方向性として考えられるのではないかと思います。

2つ目が制度の枠組みでございますけれども、新法が施行されていろいろと変わったということはございますけれども、実は法に定められている制度や事業の基本的な枠組みや制度の立てつけなどは、売春防止法のものが基本的に継続されて、大きく変わっていないというところがございます。例えば私どもも持っている事業としましては、一時保護の措置決定実施と、あと入所施設の措置決定権というのがございますが、こういった一時保護はもちろんです。入所施設についても、センターが措置決定をするということで、契約制度ということでもございませぬし、利用される方が応能負担で利用料など負担されるといった仕組みにもなつてございませぬ。限られた女性を対象としていた頃と同じ制度の立てつけのままで対象拡大していくということもなかなか難しいのかなというところを感じ

ております。

センターが決定権を持つ制度、施策が、特に対象者の範囲も利用できる期間も制限はございませんけれども、基準もない中で、自己負担もなくということで御利用いただく制度をどのようにしたら公平に制度運用できるのだろうといったところでの悩みというのも抱えているところがございます。

それから、3点目が人材ということでございまして、今日も大分いろいろ皆さんからも出てきているところではございますが、多様化、複合化する様々な問題に対応するという事で、現場の女性相談支援員の方々には幅広い制度ですとか社会福祉の知識が求められておりますし、また各方面との連絡調整のスキルも有しているということが必要になります。そして、何よりも被害女性の方の生きづらさに共感し寄り添えるような、そういった人柄、人物であるということが求められていきますので、どのようにしてこういう方を確保し育成していくかということが現場の悩みでございます。

研修ということだけでも難しいのかもしれませんが、かといって、例えば社会福祉士があることというような国家資格ということでの枠で募集をしてもなかなか応募がないといったことで、人材確保に苦慮しているという現場の状況もありますので、国のほうで研修をしていただくというところと県がやっていくというところと、また現場の市町村のほうでも現場での育成をしていくという、それぞれの中でこういう形でやっていくのがいいのではないかとということで、そういった新しいこれからの人材育成というのが今回の検討の中で明確になっていくといいのではないかなと思っております。

私から以上でございます。ありがとうございました。

○戒能座長　ありがとうございました。それでは、続きまして田村構成員、お願いいたします。

○田村構成員　私は、静岡県の富士宮市という市からの立場として今回参加させていただいております。

人口でいうと12万人ぐらいの市ということで、今、女性相談支援員が2名で、DV防止法に関する相談支援と困難な問題を抱える女性への相談支援もやっているというような状況となっています。私の所属している係として、生活困窮者自立支援制度の対応と重層的支援体制整備事業の多機関協働事業と、ひきこもりですとか、あとは成年後見制度などの対応をしている部署に所属しているということと、課の中に生活保護もあったり、そのような体制の中で、基本的に1人1担当で、もう一人がサブでつくということで回しているというような現状があります。

その中で、私が業務に携わっている中で引っかかっていることがあったのを紹介させていただこうと思っております。女性支援の枠を超えてしまう話になりますが、御容赦ください。

重層の民間団体も含めた話し合いの中で言われたのが、行政からは支援者の教育をしてほしいと言われました。初めは、何のことかなとピンと来なかったのですが、その

方は住まいの支援をしている方。困難な問題を抱える方とか困窮の方とかの支援が終わった後に家を探すというところに来るのですけれども、そこで、安い物件ですとか、あと、保証人が要らないとか、そういった、なかなか行政が手の届かないところの支援を主にされている民間の方がいまして、その方に支援対象者の教育をしてくれと言われました。

話を聞くと、その方が、夜逃げがいっぱいあって困っているとか、支援が終わって、お金がないと言っていたのに新生活で30万円の洗濯機を買ってきてしまうとか、その後、食料がなくて困るみたいな相談があって、大家さんを守る立場からしても、そういう方がずっと同じことを繰り返してしまうこともあるので、行政はどこかで教育してほしいということでした。

私が行政マンとして関わっていた中で、保育園でなかなか集団になじめない子とか、そういった子をどうしたらいいとか、あとは、例えば大人になって職場になじまなかったのは、自分がこういう特性を抱えていたからだということに気づいて、それに気づいたら何かよくなりましたとか、生きづらさと呼んでいるかもしれないのですけれども、そういった方が結構いるなあと。困難な問題を抱える女性が全て生きづらさを抱えているというわけではないのですけれども、そういった方もいらっしゃるなという中で、私としては、教育の役割というのはすごく大きいなと考えています。早いうちに啓発をしていかないとなかなか気づかなかつたり、繰り返したり、事が大きくなってしまったりとか、ひきこもりなんかもそうですけれども、そういったことを感じているところになります。

ということで、女性支援としては、福祉と教育との連携というのがすごく大切だなと思っています。今回、DV防止計画の策定を行ったのですけれども、その改定の際に、困難な問題を抱える女性に対する支援に関する法律が施行されたということがありまして、富士宮市では、DV防止計画の中に、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画のほうを含めて計画を策定してまいりました。

その理由といいますか、狙いとしては、福祉の部署というのは、障害とか子育て、子供、高齢者とかあるのですけれども、もともと困難な問題を抱える女性の相談も受けている、支援もしているというようなこともありまして、その部署が連携していくことが大切で、策定した意図としては、DVで、長年富士宮市として築いてきた相談支援のスキームといいますか、そこに困難な問題を抱える女性に関する支援もかなり支援としては重複するところが多いということもありまして、このたび、困難な問題を抱える女性の支援に関する計画にDV防止計画を含めて策定させていただいたということになります。

そこで、子供、障害、高齢などの部署が集まって、今回、例えば計画を策定した際にアンケート調査をしたときに、この困難な問題を抱える女性の支援に対する法律の認知度自体が少なかったりとか、そういった啓発が必要ということもありまして、それぞれ子供の部署、障害の部署、高齢の部署で、市民に対して啓発をする、学校で啓発をする際に、機会があれば、困難な問題を抱える人ってこういうことだよ、こういう考えもあるよということをその部署でも啓発をしていただけるというようなお願いをする、啓発の基本計画を

策定して、協力してやっていこうというような取組につなげていくということで、なかなか福祉と教育の連携というところは難しいところなのですが、いろんな部署で協力しながら進めていくというような体制を築いていこうということで計画をつくっているというような形になります。

あとほかに、今回、検討の視点ということで厚生労働省さんのほうでつくっていただいた資料の中で思ったところになりますけれども、まず、一時保護所の問題です。富士宮市としては、一時保護所の利用が減っているというような現状があります。アンケートでも、実は暴力の種類も、身体的な暴力から精神的な暴力にメジャーなところが変わってきてまして、実際、女性相談支援員が支援する中でも、肌感覚として、精神的な暴力に移行しているとなると、やはり一時保護所というような、かなりセキュリティを強化といいますか、秘匿性の高い支援をそこまで求めずに、社会とつながりながら、ちょっと支援を受けたい、見守ってほしいというような方が増えているなというような実感があります。

あとは、相談体制ですけれども、女性相談支援員も経験が長くなってきておりまして、なかなか後任の相談員が出てこない、募集をかけてもなかなか集まらないというところが、今やっただいている女性相談支援員の抱えている必要なスキルといいますか、つなぎ先のこととか、福祉のいろんな制度を知らなければならないとか、そういった専門性が高いところもありまして、なかなか担い手の育成が難しいなと考えています。

最後に、女性相談支援員から言ってほしいと言われたことがあります。困難な問題を抱える女性に関しましても、DVの方でもそうですけれども、市のほうに支援を求められてきた際に、なかなかお金を持っていない。持ち合わせてこなかった。何も考えずに、すぐ、何も持たずに来てしまいましたとか、そのような際に、例えば入所、入院が必要になった際には、下着を買うとか、お昼御飯を食べるお金がないとか、そういったことで、一応費用は出せるのですけれども、十分な予算が取れていないということもありまして、そういった金銭的な支援も主として充実させるといいということがありまして、そういったことも課題としてあるということで、富士宮市からの報告とさせていただければと思います。

○戒能座長　ありがとうございました。続いて、堀構成員、お願いいたします。

○堀構成員　城西国際大学の堀と申します。

社会福祉学を専門としており、中でも女性福祉について研究領域としております。先ほどの事務局の御説明ですとか昨年度の調査研究事業、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行状況等に関する調査研究」などから、非常に課題は山積みだということを、まだまだ課題が余りにも多いということを実感するのですが、今日は3点について述べさせていただきたいと思います。

まずは、支援に関わる人材の育成、専門性についてということで、女性支援事業というのは社会福祉事業であり、支援対象者に最適な支援を提供していく、支援に携わる人材というのは、福祉に関する専門性ですとかジェンダーの視点を持っているということが非常に重要だと思っています。国のほうで女性支援を担う者の人材育成の強化が図られていて、

女性相談支援員の養成研修に関するシラバスですとか動画といったものを作成されている。非常にこれは重要なことだと思っているのですが、これらには女性相談支援員だけではなく、女性自立支援施設職員ですとか女性相談支援センターの職員もその研修の対象に含まれているということで、支援者に共通して必要な内容が多く含まれているというところはあるのですが、法や基本方針の改正という大きな話ではないのですけれども、やはり一時保護所ですとか施設というのは入所施設の独自性というものが一方ではあって、そういった入所施設の職員を対象者とした体系的な研修のあり方についての検討も必要ではないかと考えています。

例えば施設職員が、性暴力被害者の方を支援する際に、二次受傷などされるということが少なくないと思うのですが、そうした軽減を図るためには、これもあくまでも例えばですが、トラウマインフォームドケアとか、そういった知識をしっかりと知っていることも重要になってくるかと思います。

そういった入所施設で必要な知識と支援者全員に必要な知識、両方あるかと思っていますので、そういう意味では、研修として不足しているところがあるのではないかと思います。入所施設の職員を対象とした、大事なのが体系的なところだと思うのですが、体系的な研修のあり方についても検討が必要だと思っています。

さらに、昨年度の国の法律施行状況等に関する調査研究事業の報告に見られましたように、女性自立支援センターですとか女性自立支援施設の支援、地域によって差が生じている、そういう現状が見られたかと思っています。全国どこにいても格差のない支援を提供できる体制づくりのためには、どの地域においても、福祉専門職として一定の専門性を担保した職員の配置が必要ではないかと考えています。例えば児童福祉法で児童福祉司が規定されているように、それから、児童福祉施設運営基準に児童指導員が規定されているように、女性支援事業においても福祉専門職の配置というものの検討が必要ではないかと思っています。そのことは女性支援領域における福祉職としてのキャリアパスを明確にするというものでもありますし、福祉人材の育成、女性支援領域にはこういう福祉専門職があって、ということで、目指すべき福祉職としての福祉人材の育成にもつながるのではないかと考えています。

2つ目として女性支援法附則2条に関わる権利擁護についてですが、先ほども御紹介ありましたように、女性自立支援施設ですとか女性相談支援センターの一時保護所については、第三者評価基準が作成され、支援の質を公正・適正に評価するために重要な内容が示されたと思っています。一方で、支援を受ける者の権利を擁護する仕組みとして、一時保護所や女性自立支援施設において、支援対象者の意向に関わる権利擁護等のための環境整備、こういったものも図っていくことが大切ではないかと思っています。

例えば児童福祉法では、都道府県に児童養護施設等における権利擁護に係る環境整備を行うということが規定されているわけですが、一時保護所は公的な機関、それから女性自立支援施設は公共性が高い第一種社会福祉事業でもあり措置施設です。そういったことか

ら、権利擁護に係る環境整備というのは都道府県の役割として示していくことも検討していただきたいと考えています。

3つ目としては女性自立支援施設における受入促進についてですが、事務局の先ほどの御紹介にもありましたが、昨年の法施行状況等調査において、女性自立支援施設への措置については、地域によって独自のルールがまだあるように見受けられます。例えば退所後の見通しが立たないとか、就労自立の見込みが立たないということが措置を控える、措置につながらない理由として挙げられていますけれども、支援が必要な人に支援が届くように、そうした独自のルールではなく、適切な入所基準が必要、現在では都道府県が支援の必要性を認めたものということになっているため、独自のルールが出てくる可能性があるのではないかと思いますので、そういう意味で入所基準を明確化していくことも検討の課題ではないかと思っています。

皆様の御意見を聞きながら、いろいろ私も検討を深めていきたいと思います。勉強をさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○戒能座長 ありがとうございます。それでは、宮城構成員、どうぞ。

○宮城構成員 私は、全国女性相談支援員連絡協議会の宮城といいます。

常日頃というか、ふだんは支援現場に立っている一人でございます。今日は、困難な問題を抱える女性に寄り添って伴走する相談支援の現場から見えてきた課題とか現状についてお伝えできればと思っています。

女性支援法施行から2年が経過して、全国の現場からは、相談者の層とか相談内容については大きな変化を実感しているという意見というのは多くはありません。ただ、女性一人一人の状況に応じた支援を行うという理念が示されたことで、DV被害以外の幅広い相談に対応して法的根拠を持って対応できるようになった、また、一時保護がしやすくなったという声も聞かれ、おおむね前向きに受け止められているという現状があるかと思います。

ただ一方で課題というのもやはり見えてきています。まずは自治体間における支援格差です。女性支援法は包括的に切れ目なく、どこでも必要十分な支援を受けられる体制の整備、つながり続ける支援というのが求められていますけれども、現状では、皆様御存じのように、市町村への女性相談支援員の配置というのは努力義務にとどまっていて、女性相談支援員も、また女性支援を展開する基盤もない地域というのが依然として多く、女性相談支援員が配置されている地域と比べて具体的な支援に結びついていくのが難しいという実態もあります。複数の支援策を組み立ててコーディネートしていく相談支援のキーパーソンですね、私たちが不在であるということ自体が、適切な支援、早期発見、切れ目のない支援も果たせず、困難を抱えた女性の不利益につながっているものだと思います。

次の課題としましては、相談窓口に統一性がないということです。現在、女性支援法に基づく相談窓口は自治体ごとに担当部署とか名称が異なっていて、住民に分かりにくいという状況があります。「あなたのミカタ」のほうで都度修正が図られていますけれども、相談者にうまく届いておらず、支援を必要とする方が適切な窓口にたどり着けず、また相

談までに時間を要したり、複数の窓口をたらい回しのようにになっている状況というのも発生しています。そこが課題です。

次に、女性相談支援員の専門性の強化・明確化についてです。女性相談支援員は、女性であるがゆえの困難や複合的な課題を抱える方に対してアセスメントを行い、エンパワメントの視点を基盤に関係機関との調整や生活再建に向けた伴走支援を担う専門職であります。ですが、女性相談支援員の専門性が制度として明確に位置づけられておらず、自治体ごとに役割とか配置というのがまちまちであって、行うことができる支援にも地域差が出てしまうという状況があります。結果、女性相談支援員の熱意とか努力に依存した施策に陥りやすいという現状があるのだと思います。

最後、もう一つ切実な課題としましては、社会資源が不足していることが挙げられるかと思えます。女性相談支援員は、一人一人の状況に応じて、住民サービスとか、あと、関係機関につなぐ、生活再建に向けた手続支援とか調整というのを丁寧に現場では行っているのですが、地域によっては、民間支援団体や居住支援、心理的ケアですね、あと、生活再建に向けた社会資源が十分ではなく、活用できる社会資源の選択肢が限られているという現状があります。

女性相談支援員は、その限られた社会資源の中で関係機関との調整、また、新たな支援先の開拓というのをを行いながら、何とか充実した支援を提供するように現場では奮闘しています。ですが、女性相談支援員の努力だけで補うにはとても難しい現状があります。また、同じ女性支援事業の大きな柱の一つでもある女性自立支援施設の柔軟な受入であったり、もしくは提供される支援についてもより検討が重ねられることが望ましいかなと思っています。

女性支援法が目指すのは、困難な問題を抱える女性一人一人がその人らしく安心して暮らせる社会の実現であると考えています。その理念というものを実現するためには、支援する人の努力だけに委ねるのではなく、地域による格差をなくして、必要な社会資源や支援体制を整える、専門性を持つ女性相談支援員が継続して力を発揮できる仕組みが必要だと思います。法の理念が全国どこでも等しく実現されて、支援を必要とする女性が必要なときに必要な支援につながる制度となるように、現場の実態を踏まえた法の見直しを御検討していければと思います。ありがとうございます。

○戒能座長 どうもありがとうございました。 それでは、本日オンラインで御参加の構成員の御意見をお伺いしたいと思います。五十音順で、岩本構成員からお願いいたします。

○岩本構成員 大阪公立大学の岩本華子です。 よろしく願いいたします。

私は社会福祉学を専門としております。まず、研究といたしましては、市配置の女性相談支援員に関する研究を行ってきましたので、今回御説明いただいた内容に加えまして、私と共同研究者が行ってきました研究知見を踏まえて私のほうから発言させていただきたいと思います。

私は、基本的な方針の基本理念にある、つなぐ支援、つながり続ける支援、また、包括



的、切れ目なく、どこでも必要十分な支援を受けられる体制整備はとても大切であると考えています。そのためには、市町村に女性相談支援員、もしくは相談窓口が設置されることが重要であると考えています。

資料2の元データにもなっています去年行われました調査研究事業の市町村アンケート結果に、女性相談支援員については、62.9%、市町村でも配置していないこと、また今日の15ページの資料にもありましたけれども、来所相談可能な相談窓口を設けていない市町村が、調査結果のほうには9.6%あるということが示されておりました。

少々古いデータではあるのですが、私が調査者の一人として参加いたしました2017年の大阪府の女性保護支援に係る調査の一環で行いました大阪府内の全市町村を対象としたアンケート調査からは、当時の婦人相談員が配置されている自治体のほうが、配置がない自治体よりも相談対応が多く行われていること、また、主訴がDVの場合に連携先が多いこと、主訴がDVではない経済的困窮、住まい不安定、暴力被害者の場合、当時は生活困窮の制度がないという状態ですが、それでも、婦人相談員が配置されていると、そういう経済的困窮、住まい不安定、暴力被害の場合も連携先が多いということが明らかになっております。

このような結果を踏まえましても、つなぐ支援、つながり続ける支援のためには、住民に身近な基礎自治体である市町村に、女性相談員の配置や女性相談窓口が設けられているということが重要であると考えています。

また、資料2の9ページにある一時保護からの退所にあたり、退所先の市町村に伝えていないセンターが全体の2割程度あるという数値がありましたが、こちらでは退所先の市町村に伝えていない理由までは明らかにされてはいませんが、もしも退所先に窓口となる女性相談支援員や相談窓口が設けられていない場合、伝えたくても伝えられない状況が発生している可能性があるというのも否定できないと考えております。

また、女性相談支援員を配置しない理由が資料2の17ページにありますけれども、女性相談支援員が配置できるようバックアップすべき事業というのは今後も継続的に必要であると考えます。この20ページにありますように、女性相談支援員さんの約8割が非常勤となっております。女性相談支援員さんの活動強化事業の資料の中でも処遇改善の状況が示されておりますが、この事業は非正規職員を対象としています。先ほどもありますように、専門性の高い相談業務を女性相談支援員さんは行っておられますので、その方々が本当に非正規職員でいいということになってしまわないか、女性相談支援員として活躍しようという方が、この非正規という枠組みで、より減少してしまわないかということも私のほうは危惧しております。

次に連携についてです。基本理念にあるつながり続ける支援というのは、相談者とのつながり続ける支援というだけでなく、私は、支援者同士もつながり続けるということができる体制が必要であると考えています。先ほど触れました大阪府の調査の一環で行いましたアンケート結果からは、主訴がDVとDV以外の場合の連携先を見ると、連携先の平均値、

中央値では、主訴がDVの場合に連携先が多くなっていましたけれども、連携先の数というのは市町村によるばらつきがありました。

また、私の共同研究者と2021年から23年に行った6市13名の女性相談支援員さんへのインタビュー調査では、連携の状態について、一人の相談者のためだけではなく、多くの相談者に対して共に働けるようなチームワークが組まれているところもあれば、個々の相談者について相談できる相手がいるというような状態のところもありましたし、また、そういう相談も難しいというような状態の方もおられました。このように、連携状態は市町村によりばらつきがあるということが、今ももしかして解消されていないということが考えられるかと思います。

また、この2021年から23年に行ったインタビュー調査からは、連携の促進をする要因として、相談員さんの個人的なつながりを駆使しているという工夫でありますとか、また、理解のある上司がいるという属人的要素というところも大きいということが語られました。また、窓口が近いといった物理的距離が近いということに加えて、決まった連携ルートがあるというシステムとしてのつながりというところも語られております。また、そのほか、関係部署とか関係機関担当者が参加する研修会に参加して、共に学ぶ、共に使える共通言語を得る機会があるということが連携促進というところにつながったということが語られておりました。

このように、個人的つながりとか属人的要素という個人に委ねるところではなく、システムとしてのつながり、そして多機関で共に使えるような共通言語、理解できる共通言語を得られる機会を積極的につくるような体制が今後も引き続き必要であると考えておりますし、相談者にとっても支援者にとってもつながり続ける支援がこの会で議論できたいいなと期待しております。

私から以上です。

○戒能座長 ありがとうございます。続いて、近藤構成員、どうぞ。

○近藤構成員 全国女性シェルターネットの理事をしております近藤と申します。

支援現場は北海道札幌市にございまして、女性に対する暴力、その他の様々な困難に苦しむ当事者の方々と御一緒に日々を過ごしております。

私のほうからは少し簡単にお話ししたいと思いますけれども、この困難支援法ができて2年が経過しましたがけれども、残念ながら、全国的な状況としては事態は余り改善の方向が見えていないと思います。北海道は特に、一時保護委託が30年前から北海道で一緒にやってきましたので、北海道全体の緊急一時保護の割合の6割から7割を北海道シェルターネットワーク、民間の支援団体がサポートしているという状況が続いています。

そしてさらに札幌市も、90年代後半から、担当の部局と一緒に、いわば調整会議ですね。ケースカンファレンスをことごとく実施してきたという経過がありまして、その意味では、民間の支援団体と、それから行政との関係、公的な機関と民間支援団体が歩調を一つにして歩んできたという歴史的な経過、背景がございます。

その上で申し上げたいと思っているのですけれども、札幌市は、北海道中から当事者、それから避難者が逃げ込んでくる場所です。時には海を越えて内地の側からも当事者が北海道札幌市に逃げ込んでおいでになって、そこから新しい人生を再建される、そういう街になっています。

それから、札幌市は今、数十団体、いろんな形での民間支援団体がそれぞれの分野で様々な仕事をしてまいりまして、特に困難支援法に関わるような多重な困難を抱えた女性たちの支援ということは民間サポートシェルターが1つあれば足りるということではございませんし、様々な社会資源をたくさん幅広くつなぎ合って、その方を包括的に、継続的に支援していくということがどうしても必要です。

札幌市はそういう意味での、何十団体もの支援団体が、当事者を真ん中に置いて、様々な支援をいわばつなぎ合って当事者と一緒に闘ってきた、いわばそういう一つのモデル地域ではないかなと思っておりまして、私どもは、この困難支援法が制定したことを一つのチャンスと考えて、政令市でもセンターをつくるということができるようになりましたので、札幌市に新しい女性のためのワンストップ方式の支援センターモデルのようなものをつくりたいなということで、今たくさんのお仲間と一緒に仕事をしているところでございます。

私は、この支援法が売春防止法に代わる新しい女性支援の理念をきっちりと体现した法律であり、なおかつ、具体的な日本の女性支援の形を転換させる大きな役割を果たす法律だと思っています。私たちがこの法律を使って、一人でも、暴力、あるいは様々な困難によって女性や子供たちが命を落とさずに済む社会をつくるために、この法律に基づいてできる限りの努力をしてまいりたいと思っています。

新しいモデルセンターづくりのお話などはまた後ほど皆様にも共有していただきたいと思いますけれども、とにかくこの検討会で、3年の見直しを経て、できれば民間支援団体の支援員も専門の支援員と同様に、公的な現場で働く専門支援員と同様に身分が保障されて、きちんとその仕事が評価されて、なおかつ、民間の支援団体にもきちんと公的な財源が行き渡るように、私たちがこの仕事をさらに当事者と一緒に続けていけるように、私はやはり予算措置の問題はぜひぜひ意見を出させていただきたいと思っています。どうぞよろしくおつき合いますようお願いいたします。

○戒能座長　ありがとうございます。それでは、最後になりますが、雪田構成員、どうぞお願いいたします。

○雪田構成員　弁護士をしております雪田と申します。よろしくお願いいたします。

私、大阪で弁護士をしております、今まで御発言なさった方それぞれのお仕事だとか研究だとか、持ち場があってということなのですけれども、私は、弁護士としてふだんの仕事が女性に対する暴力の被害者の支援をしていると、そういうことで様々なことに関わることがあります。

ちょっと私の背景を最初に簡単にだけしますと、例えば大阪府の女性相談センターとの

関係では、運営する側からの様々な施設といたしますか、センター側の法的な課題ということがありまして、そのことについての御相談に乗るといような役割を担っていたり、あるいは、大阪弁護士会が受けているのですけれども、大阪府の女性相談センターや女性自立支援施設で支援を受けられている方からの法律相談の仕組みづくりをしたり、具体的な法律相談を受けることをしております。

報告によりますと、その弁護士のアクセス、法的支援を受けられるというところが35自治体ということでしたので、もう少し女性支援法の中に弁護士の果たす役割といたしますか、法的支援というところもきちんと位置づけていくということが必要ではないかなあと思っております。

そのほか、私は民間のDVシェルターの理事長をしていたり、あるいは性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの副理事長として大阪でいろいろ活動しているのですけれども、そこから見えてきているものをちょっとだけ、皆さんの御報告と重ならないように短時間でお話したいと思うのですけれども、今度御議論していくに当たって必要な視点というのが1つ、この女性支援法とDV法の施策との関係をもう少し整理する必要があるのかなあという点がございます。

それは女性相談支援員の配置の問題についても、私たち大阪弁護士会でもちょっとアンケート調査、大阪府下の自治体にしたのではなかな配置が進んでいなかったりとか、兼務だったりとところがあるのですね。となると、一人一人、困難を抱えた女性が相談窓口にとどり着くことができないし、そのことが広報もされていないということもあってなかなか厳しいのですが、小規模の自治体だけではなく、例えば大阪市さんなんかそうですけれども、女性相談支援員さんの役割とDV被害者のDV法上の支援をする役割と担う方が分断されてしまっているというところがあって、本来、基本方針だと、DV法のこともこの女性支援法の中の枠組みですよということが打ち出されていると思うのですけれども、その調整の部分になかなか、特に大阪市さんもそうですけれども、小規模のところになっていくと整理していく必要があるのではないかなあと感じているところです。それから、その施設のあり方という点についても、DV法の問題との調整の必要があるのかなあと思っています。

皆さんの中でも幾つか出てきていたのですけれども、女性自立支援施設ということ、一時保護ということなどが減少しているわけですが、それに対して、今、オープンなところといたしますか、地域に開かれたところというものが、そういう試みがなされてきて、サテライトであったり通所型というようなことが出てきているのですけれども、私、民間のDVシェルターの中で数年前にオランダのオープンシェルターについての学びをする機会があったのですけれども、同じDVの被害者の方の中でも、非常に追跡が厳しい加害者の場合とそうではない場合などもあるので、それとDV法による支援が必要な方ではない、いわゆる女性支援法という形で広く支援が必要とされているという方と様々グラデーションがあると思いますので、そこにきちんと適応した形の施設のあり方とか支援のあり方という

のを整理していく必要があるのかなあと思っているところです。

私がDVのシェルターの理事長をしているところというのは、もともと、古くは婦人保護施設だったところなのですけれども、施設の職員の方々と当時の話を聞く機会があったのですけれども、やはり売春防止法上での婦人保護施設のときというのは地域に開かれていて、商店街の皆さんに支えられたり、そこから就労につながったりとか、本当に地域に根付いた支援がなされていたということがよくよく分かりまして、そういった形の通勤・通学ができる施設というのが地域に開かれているとなると、例えば大阪に1か所とかではなくて、本当に複数の支援をすることができる場所が必要ではないかなと感じているところです。

それと、機関連携という別の観点からですけれども、性暴力の被害者や、あるいは性的な搾取の被害を受けた特に若年女性の方々に対して、私もワンストップ支援センターでの支援というのをしているのですけれども、ワンストップ支援センターと、女性相談センターであったり、女性自立支援施設や女性相談支援員さんであったりとのつながりというのが大阪ではほとんどない状況ですし、おそらく、いろんなデータとか見ていると、そこはまだまだこれからのところだと思うのですね。

女性支援法の法の成り立ちとして、性的な被害であるとか性的搾取を受けている困難を抱えた女性への支援ということが打ち出されておりますので、きちんと、その性的な搾取の被害を受けた女性たち、非常に孤立化しやすい、孤立化している女性たちへの支援、どのようにつなげていくのかというところを連携の課題として、それから女性相談支援員のあり方の問題として議論をしていただきたいなと思っているところです。

以上です。

○戒能座長　ありがとうございました。

皆さん、まだまだおっしゃりたいことがいっぱいあるのだと思いますけれども、短い時間の中でも本当に大切な論点、課題をたくさん出していただけたと思います。それでは、これで構成員の意見については終わりにさせていただきたいと思います。

それで、鹿沼局長がおいでくださっていらっしゃいます。御挨拶を一言よろしく願いいたします。

○鹿沼社会・援護局長　社会・援護局長の鹿沼でございます。

本日は、ちょっと遅れての参加になりまして大変申し訳ございませんでした。途中からの参加ではございますが、非常に、まさに現場の立場に立った、また有識者の方々、この問題についてずっと携わられていた方々、そうした方々の御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

この女性支援新法、先ほどもお話がございましたが、戦後間もなくから約70年近くの間、にわたって行われていた売春防止法に基づく保護更生を目的としていた取組から、女性の福祉、あるいは自立支援、こういったところの目的の支援に変える画期的なものだと私も思っております。

一方で、少子高齢化の進行、人口減少、特に若い世代の人口が減ってきている、こういった中でどのようにしていけるのか、また、家庭や地域の機能が非常に低下していく中で、昔であれば出てこなかったような課題というものがストレートに出てきてしまう、そういった中で、ニーズというものも、単純なニーズではなくて非常に複合化するようなニーズというものが増えてきていると思っております。

そうした意味でも、いろいろここでも御意見ございましたが、相談員の方々のまず量的な確保をどうするのか、また、様々なそうしたニーズに対応できるような資質の向上、こういったものをどう図っていくのか、あるいは都道府県、市町村、この関係をどう考えていけばいいのか。また、いろんな複合的なニーズになってまいりますと、この女性支援ということだけではなくて、困窮の制度ですとか障害、高齢者、様々なところとの連携というものも重要になってこようかと思っております。そういう他分野との連携というものをどのようにしていくのか。

また、これも先ほどお話がございましたが、一時保護所の入所者数が減ってきている。また、そもそもの入所施設の入所者数も減ってきている。決してニーズが減ってきているわけではないと思っている中で、そうしたことをどう考えていくのか。

ほかにも様々な御意見を本日いただいたと思っております。こういったことを踏まえてどのようにこの検討会で御議論いただければいいのかとは思っているところでございます。法施行後3年の見直しというのが一つの契機と思っておりますが、この法律自体は、先ほど申しましたように画期的なものだと思っておりますので、この法律自体の理念、趣旨、目的、こういったものにいま一度立ち返って、しっかりと御議論いただき、運用面も含めて様々な課題を出しながら、その解決に向けて忌憚のない御意見をいただけたらと思っております。

本日、非常に暑い中お集まりをいただき、こうした熱い議論をしていただきまして本当にありがとうございました。引き続き次回以降もよろしくお願いいたします。

○戒能座長 どうもありがとうございます。

それでは、最後に事務局から次回の日程等について御説明をよろしくお願いいたします。

○栗原女性支援室長補佐 次回につきましては、9月2日、10時からを予定しております。正式な開催通知につきましては追って御案内いたします。

○戒能座長 ありがとうございました。それでは、本日の検討会はこれにて閉会といたします。

それでは、御出席の皆様、本当に今日はありがとうございました。次回以降もどうぞよろしくお願いいたします。